

災害時における応急給水活動支援に関する協定書

北名古屋水道企業団（以下「甲」という。）と株式会社山越（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害等により広範囲に及ぶ断水が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急給水活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て応急給水活動を迅速に実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合で必要と認めたときは、北名古屋水道企業団の災害対策に関する規程（昭和53年規程第1号）第8条の規定に基づき、乙に対して応急給水活動支援を要請することができる。

2 甲は、乙に前項に定める要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には口頭等により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災の状況及び応急給水活動支援の要請
- (2) 必要とする加圧式給水車台数
- (3) 必要とする可搬式給水タンク個数
- (4) 必要とする人員数（車両1台につき2名）
- (5) 応急給水活動支援を必要とする場所、日時及び期間について
- (6) その他必要な事項

（支援の内容及び行程）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急給水活動支援の内容及び行程は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別で定める乙が所有する加圧式給水車について、甲が指示する場所で甲がタンク及びポンプの消毒を行い、補水を行った後、甲が指示する給水拠点へ乙が飲料水を運搬する。
- (2) 別で定める乙が所有する可搬式給水タンクについて、乙が車両に積載した状態で用意し、甲が指示する場所でタンクに補水を行い、甲が予め用意したポンプ等を車両に積載し、甲が指示する給水拠点へ乙が飲料水を運搬する。
- (3) (1)(2)により給水拠点に到着後は、仮設組み立て式水槽、または既設受水槽等への給水を、ポンプの動力を利用し開始する。
- (4) なお、甲が(3)以外の方法での応急給水活動支援が適当と判断した時は、乙は甲の指示に可能な限り従うものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに応急給水活動を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援の報告）

第4条 乙は、第2条に定める要請に基づき支援を行った場合は、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 支援の内容及び活動場所
- (2) 支援に従事した日、時間、人員及び車両数
- (3) その他、支援に要した事項
(費用負担)

第5条 甲は第4条により乙から提出された報告を精査し、甲が定める基準により算出した額を乙に支払うものとする。

（労災補償）

第6条 応急給水活動において、乙の従業員が負傷、罹患、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第7条 応急給水活動により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき理由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

（訓練）

第8条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日からの1か月前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月10日

甲 愛知県北名古屋市薬師寺山浦1番地1
北名古屋水道企業団
企業長 服部正樹

乙 愛知県北名古屋市石橋白目80番地
株式会社山越
代表取締役社長 相澤宏暢